

経営理念・経営目標

当会は、経営理念と経営目標を次のとおり定めています。

経営理念
.....
JA愛知信連は
JAとともに地域社会の
豊かな未来を創造します

JA愛知信連は、協同組合組織の地域金融機関として、JAとともに、利用者の皆様のニーズに合わせた多様な金融サービスを提供することにより、農業の発展と豊かでゆとりある地域社会の実現に、誇りと喜びを持って積極的に貢献します。

経営目標 1
JAとともに、
地域との
密着度・信頼度No.1の
金融機関を
目指します。

経営目標 2
利用者の皆様へ
質の高い金融サービスを
提供するため、高度な
金融知識・技能を持った
専門家集団を
目指します。

経営目標 3
金融機関としての
社会的責任を果たすため、
法令等を遵守し、
安定的で健全な
経営を目指します。

経営方針

当会は、県下JAと一体となり、組合員の皆様、地域の皆様の多様化、高度化、複雑化する金融ニーズにきめ細かく対応し、皆様に安心してお取引いただける「JAバンクあいち」を目指しています。

現在、基幹的農業従事者数の減少やコロナ禍を経た社会行動の変容等、農業・地域社会を取り巻く課題は多様化しており、JAグループには、農業・くらし・地域の持続可能性を意識したステークホルダー目線での事業運営が強く求められています。また、物価上昇圧力の高まりによる世界的な金利上昇

を受け、資金運用環境の厳しさがさらに増しており、持続可能なビジネスモデルの構築が必要不可欠となっています。

このような厳しい経営環境のもと、当会においては、県下JAが、将来にわたり持続的かつ安定的な経営を維持し、組合員・利用者の皆様から信頼される「JAバンクあいち」であり続けるため、中期計画（令和5年度～令和6年度）において、次に掲げる基本目標と基本方針を設定し、事業運営に取り組みます。

基本目標

「JAバンクあいち」ならではの価値提供と持続可能な収益モデルの構築

基本方針

前記の基本目標の達成に向けて、当会は次の三つの基本方針に基づいた事業運営を進めています。

① 「JAバンクあいち」一体となった金融仲介機能の発揮と実効性の高いJAサポート

組合員や地域社会等のステークホルダーからの高い期待に応えるため、農業、くらし、地域の各領域において「JAバンクあいち」ならではの金融仲介機能の発揮に取り組むとともに、機能発揮に向けたリソース創出を実現するための徹底的な業務効率化に向けたJAサポートに取り組みます。また、県下JAの不断の取組みとして、不祥事根絶およびリスク管理態勢の整備等、内部管理態勢強化に向けたJAサポートに取り組みます。

② 長期安定還元に資する資金運用力の強化

極めて厳しい資金運用環境が想定される中においても、県下JAへの持続的・安定的な収益還元原資を確保するため、市場リスクの顕在化に配慮し、機動的なポートフォリオ再構築と実効性のある収益・リスク管理を実践するとともに、環境等に配慮したサステナブル投融資にかかわる態勢の構築に取り組みます。

③ 県域機能を支える経営インフラの強化

厳しい経営環境においても県域機能を十全に発揮するため、当会業務全般の効率化・生産性向上への取り組みを徹底するとともに、新たな価値を創造できる人材開発等、当会の持続的成長を支える職員の能力の最大発揮に向けた人材マネジメントの強化や柔軟な組織運営に向けた態勢整備に取り組みます。

SDGs(持続可能な開発目標)への取組み

当会は、地域の農業生産基盤の維持・強化と、地域社会の発展に取り組む社会的使命の発揮に向けて、2015年9月に国連サミットで採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」の視点を経営に取り入れることとし、持続可能な社会の実現を目指すための取組み姿勢として、「SDGs宣言」を制定しました。

J A 愛知信連 SDGs 宣言

当会は、『J A 愛知信連は J A とともに地域社会の豊かな未来を創造します』という経営理念のもと、事業活動を通じて国際連合が提唱する SDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献し、地域の農業と暮らしの発展による持続可能な社会の実現を目指してまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◎SDGs(持続可能な開発目標)とは

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015年9月開催の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた社会・経済・環境等の様々な問題の解決に向けた国際社会共通の目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成される。



これからの新たな価値創造に向けた重要テーマ



農業を支える

農業の衰退化に目を向け、持続的発展、成長産業化への貢献へ



食を守る

食料安全保障の問題に目を向け、安心・安全な食料供給への貢献へ



社会・環境に配慮する

社会・環境問題に目を向け、地域社会振興・環境保全への貢献へ



価値創造に尽力する

経済価値と社会価値の創造、協同組合理念の醸成へ



担い手、農業法人等への総合ソリューション提供へ

- 農業所得向上等農業者支援
- コンサルティング支援
- 事業性評価等による安定した資金提供
- 農産物の販路拡大支援



経済・社会・環境に配慮したサステナブル投資へ

- 経済・社会・環境の持続性の視点を踏まえた投融資の取組み



働き方改革、組織風土改革等を通じたサステナブル経営の実現へ

- 多様な人財が活躍できる職場づくりの推進
- 経営方針等の理解浸透に向けた役員対話会の開催
- エンゲージメント向上の取組み
- SDGs勉強会等の実施



これまでも、これからも

地域社会への貢献

- 地域への安定的な金融サービスの展開
- クレジット・ポリシー/金融円滑化等に基づく地元企業への安定した資金提供
- フードバンクへの食品寄贈
- 社会福祉施設への農産物寄贈
- 老人福祉施設への車椅子等寄贈
- 交通遺児へのギフト券・図書カード寄贈
- 団体献血
- 使用済切手の寄贈

次世代へつなぐ

- 小学校等への教材本贈呈
- 農機具の寄贈
- 農業大学生への奨学金
- 農業への理解深耕

環境保全等への取組み

- 森林保全活動
- ペーパーレス化の促進

平和な社会の実現

- マネロン対策
- テロ資金供与対策
- 振り込め詐欺・特殊詐欺被害防止

コーポレートガバナンスの実現

- 内部統制高度化・コンプライアンス遵守
- 経営環境の変化に適應した内部管理態勢の構築

内部統制システム

当会は、適切な内部統制システムを構築することが経営の最重要課題であると認識し、業務の適正性を確保するための態勢の整備にかかる基本方針を以下のとおり定め、内部統制システムの適切な構築、運用に取り組んでいます。

内部統制基本方針

① 目的

この基本方針は、当会が農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくため、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付け、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理、その他業務執行の適正性の確保を目的として定めます。

② 法令等遵守態勢

役職員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し、誠実かつ公正に業務を運営することの重要性を周知徹底します。
- ② 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、重要事項の決定に当たっては、当該事項の主管部署において事前に確認を行います。
- ③ コンプライアンスに関して、職員が外部に相談・情報提供できる内部通報制度を設けます。
- ④ コンプライアンス・プログラムを年度ごとに策定し、コンプライアンスにかかる態勢強化への取組み・教育研修活動等を計画的に実施します。
- ⑤ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、確固たる信念をもって排除の姿勢を堅持します。

③ 理事の職務の執行にかかる情報管理態勢

理事の職務の執行にかかる情報を適切に保存・管理するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 理事会等の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理します。
- ② 各業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じて職務の執行にかかる情報を閲覧に供します。

④ リスク管理態勢

損失の危機の管理に関する規程等の態勢を確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するため、適切なリスク管理の実施を重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定します。
- ② 管理すべきリスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクとし、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理します。
- ③ 前記②の管理を適切に実行するため、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割・責任を明確に定義して実施体制を整備します。

- ④ 主要なリスクについて、リスク量を計量し、それらを合算した総リスク量が自己資本額の範囲内に収まるよう統合的リスク管理を実践するとともに、リスク管理の一層の高度化に取り組みます。
- ⑤ 農協法で規定される経営の健全性確保のための基準を遵守するため、法令で定められた要件に基づく規制資本管理を実施します。
- ⑥ 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保します。

5 理事の職務の効率性を確保する態勢

理事の職務が効率的に行われることを確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 事業計画を設定し、その進捗状況を定期的に評価します。
- ② 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事等により構成される会議を設置し、一定の事項にかかる執行の決定等を行うほか、常例または随時の経営課題等の協議会を設置し、理事会の決議事項にかかる原案の検討等を付託します。
- ③ 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定めます。

6 内部監査態勢

経営の健全性確保・効率性向上に向けた内部監査態勢を確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備します。
- ② 内部監査は、当会の全業務を対象とし、理事会が承認する内部監査実施計画に基づき実施します。

- ③ 内部監査終了後、内部監査結果を理事会に報告するほか、内部監査実施状況を経営管理委員会に報告します。
- ④ 内部監査部門は、監事と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化します。

7 監事へのサポート態勢

監事の職務を補助する職員を確保するとともに、当該職員の理事からの独立性を確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 監事の職務執行を補助するため、独立した機構として監事室を設置します。
- ② 監事室には、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するため、専任職員を配置します。
- ③ 監事室に配属する職員は、監事の指揮命令に従い業務を遂行します。

8 監事への報告態勢

監事への報告に関する態勢を確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告します。
- ② 各業務の主管部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合、監事にその旨を報告します。
- ③ 内部監査部門は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行います。
- ④ 主要な稟議書など業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供します。

⑨ 監事監査の実効性を確保する態勢

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、監事監査の実効性を確保するための統制として、次の事項に取り組むこととします。

- ① 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席し、意見を述べるができるものとします。
- ② 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行います。

- ③ 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力するほか、監事監査規程等に定めのある事項を尊重し、監事監査の円滑な運営に協力します。

業務の適正性を確保するための運用状況

当会は、「内部統制基本方針」に基づき、法令等遵守、リスク管理、内部監査の各管理態勢について、コンプライアンス委員会、統合リスク・財務統括委員会、オペレーショナルリスク管理委員会等の会議体において、適切な内部統制の構築・運用に努めており、その運用状況は以下のとおりです。

① 法令等遵守態勢

コンプライアンス・マニュアル等を定めるとともに、コンプライアンス・プログラムの策定や役員に対するコンプライアンス研修を行い、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。また、反社会的勢力等との関係遮断については、反社会的勢力等への対応規程を定め、反社会的勢力等の排除にかかわる体制を整備し、その運用状況等について、定期的に理事会等に報告を実施しています。

② 理事の職務の執行にかかる情報管理態勢

理事会等の重要な会議の運営規程を定め、その規程に基づき、議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書管理規程をはじめとする諸規程を制定し、役員への周知、情報管理を確実なものとしています。

③ リスク管理態勢

リスク管理の基本方針を定め、業務運営にかかわる様々なリスクを把握し、統合リスク・財務統括委員会、オペレーショナルリスク管理委員会、理事会に定期的にリスク管理状況の付議を行っています。また、JAバンク業務継続における信連代行手続規程を定め、災害等が発生した場合でも、県下JAの利用者に基本的なサービスを提供することとしています。

④ 理事の職務の効率性を確保する態勢

中期計画等の進捗状況を理事会等へ定期的に報告しています。また、重要案件等に対する理事の迅速な経営判断ができるよう、理事により構成される協議会を週1回程度の頻度で開催しています。

⑤ 内部監査態勢

内部監査業務規程を設定し、当会の全業務にわたる管理、運営の制度および業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長、監事および理事会に報告しています。

⑥ 監事へのサポート態勢

監事の職務執行を補助するため、独立した機構として監事室を設置し、専任職員を配置しています。

⑦ 監事への報告態勢

理事会や理事等により構成される会議体において、監事が出席し報告を受ける体制を整えています。また、主要な稟議書など業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。

⑧ 監事監査の実効性を確保する態勢

代表理事と監事は、業務の運営や課題等についての定期的な意見交換を行っています。また、監事監査規程に基づく、監事監査の円滑な運営に努めています。

お客さま本位の業務運営に関する取組み

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原

則」を採択するとともに、利用者の皆様の安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

また、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

① お客さまへの最適な商品提供

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等を踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定いたします。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2 本文および（注）、原則3（注）、原則6 本文および（注2、3）】

② お客さま本位のご提案と情報提供

① お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。【原則2 本文および（注）、原則5 本文および（注1～5）、原則6 本文および（注1、2、4、5）】

② お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供いたします。【原則4、原則5 本文および（注1～5）、原則6 本文および（注1、2、4、5）】

③ お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5 本文および（注1～5）、原則6 本文および（注1、2、4、5）】

③ 利益相反の適切な管理

お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理いたします。【原則3 本文および（注）】

④ お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築いたします。【原則2 本文および（注）、原則6（注5）、原則7 本文および（注）】

貸出運営についての考え方

当会がお預かりしている資金の大半は、県下JAにお預けいただいた地域の皆様の大切な資金です。当会は、その大切な資金を安全にお預かりするとともに、地域の皆様にも有効にご活用いただくことにより、「農業の発展と豊かでゆとりある地域社会」を実現することを最大の使命としています。

そのため、当会は、県下JAを通じて皆様からお預かりした資金を県内農業の振興や農業後継者の育成・確保等にお役立ていただく観点から、農業専門金融機関として農業関連融資に積極的に取り組んでいます。さらに、地域社会の振興にお役立ていただく観点から、地元企業、団体等へのご融資にも積極的に取り組んでいます。

また、「中小企業金融円滑化法」は平成25年3月末をもって終了しましたが、引き続き同法のもとでの取組みと同様に金融の円滑化に取り組んでいます。

なお、当会は、ご融資を行うに当たっての基本原則、事業性評価に基づく融資への取組姿勢等を明確にした融資の規範となる「クレジット・ポリシー」を定め、適正な業務遂行に努めています。

個々のご融資に際しましては、特定の業種等に偏ることのないようリスク分散に努めるとともに、お客様の経営状況等を踏まえたくうえで、事業の内容や成長可能性等を把握・検討し融資を行うなど、貸出資産の健全性の確保に努めています。

クレジット・ポリシー

当会は、金融システムの一翼を担う者としての公共性と地域経済・社会の発展に貢献すべき社会的責任とを認識し、融資にかかわる規範としてクレジット・ポリシーを定めています。融資を行うに当たっては、当会の使命・役割を踏まえつつ、次の基本原則によることとします。

- ① 社会通念、公序良俗などの社会的規範はもとより、農協法をはじめとする各種の法令、金融業界やJA系統組織内のルール、当会の規程類を厳守し、誠実かつ公正な融資を行います。
- ② 当会の公共性および社会的責任を認識した健全な融資を行います。
- ③ 取引先の信用力、事業の内容や成長可能性、資金使途の妥当性、返済能力および融資の集中度合い等を把握・検討し融資を行います。
- ④ 適正で安定的な収益が確保できる融資を行います。
- ⑤ 取引先と当会との相互の成長・発展に寄与する効果的な融資を行います。
- ⑥ 資金が固定化することのないように流動性に配慮した融資を行います。

金融円滑化への取組み

当会は、中小企業金融円滑化法の期限到来後におきましても、農業専門金融機関・地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者を始めとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割の一つ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識

し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス関連肺炎により影響を受けられた農業者・事業者等のお客様に対する資金繰り支援や資金調達にかかわるご相談窓口を設置しています。

金融円滑化管理方針

当会の金融円滑化にかかわる基本方針は、次のとおりです。

- ① 当会は、お客様からの新規貸出や貸出条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
- ② 当会は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取組みを支援できるよう努めます。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
- ③ 当会は、お客様から新規貸出や貸出条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努めます。
また、申込みを謝絶する場合には、その理由をできる限り具体的かつ丁寧に説明することに努めます。
- ④ 当会は、お客様からの新規貸出や貸出条件の変更等の相談・申込みに対する問合せ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めます。
その際、金融仲介機能の発揮のために必要であると判断した事項については適切な対応に努めます。
- ⑤ 当会は、農業者を始めとする中小企業者からの新規貸出や貸出条件の変更等の申込みがあった場合および住宅資金の借入者からの貸出条件の変更等の申込みについては、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、愛知県農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めます。この場合、これらの関係機関から照会を受けたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで情報を交換するなど連携に努めます。
- ⑥ 当会は、お客様からの貸出条件の変更等の申込みに対して、円滑な措置を取ることができるよう必要な体制を整備しています。
具体的には、理事会において当会全体の金融円滑化管理にかかわる方針、規程等の制定と対応措置の実施状況の管理等に努めます。
また、貸出業務の取引実施部署を統括する常務理事を「金融円滑化管理責任者」として配置し、役職員に対する方針、規程等の周知徹底に努めます。
さらに、貸出業務の取引実施部署に金融円滑化管理を担当する「金融円滑化管理担当者」を配置し、当該部署における金融円滑化管理にかかわる方針、規程等の周知徹底に努めます。
- ⑦ 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

金融円滑化に対する体制

当会の金融円滑化にかかわる体制は、次のとおりです。

- ① 貸出業務の取引実施部署を統括する常務理事を「金融円滑化管理責任者」、食農法人営業部を「金融円滑化管理責任部署」として、当会全体の金融円滑化にかかわる対応状況を把握することとしております。
- ② 貸出業務の取引実施部署を「金融円滑化管理担当部署」とし、同部署に「金融円滑化管理担当者」を配置し、金融円滑化にかかわる対応状況を把握し、「金融円滑化管理責任部署」へ報告することとしております。
- ③ 「金融円滑化管理責任部署」にて、当会の金融円滑化にかかわる対応を一元的に管理し、金融円滑化にかかわる取組状況等を定期的に理事会へ報告することとしております。

経営者保証に関するガイドラインへの取組み

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守いたします。

また、当会は、お客様と保証契約を締結する場合や保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。

お客様のご相談窓口

当会では、金融円滑化にかかわる「ご相談窓口」（新型コロナウイルス関連肺炎の影響による資金調達にかかわるご相談窓口を含む。）を次のとおり設置しています。

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号	備考
食農法人営業部	名古屋市中区錦3-3-8	農業融資グループ	052-951-6746	農業者向け相談
		地域融資グループ	052-951-6701	中小企業者向け相談
		本店業務グループ	052-951-3623	住宅ローン相談

金融円滑化にかかわる苦情については健全化推進部にて承っております。なお、金融円滑化にかかわる対応状況につきましては、当会のホームページにおきまして適時公表しております。